

# うきは市立江南小学校いじめ防止基本方針（平成30年度）

## 《江南小学校いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県のいじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「江南小学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図ります。

## 《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。

## 《いじめの防止》

- 4 児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、分かる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。具体的には、5つの取組を実施します。

### ＜授業改善、学力・体力向上に関わる取組＞

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点をもとに、子どもが自ら進んで取り組む学習や友達と関わり合いながら取り組む授業づくりを推進する。

#### ～アクション1～

- ・ノート検定やプラスワンコンテスト、なわとび検定などを取り入れ、自己有用感を育む。

### ＜人間関係能力の育成を目的とした取組＞

- ・自他のよさに気づき、自己肯定感を育むために、集団下校時に児童や教師による「よさみつけ」の機会を設定する。～アクション2～
- ・うきは市児童会生徒会の取組と連携した児童会による「スマイルポスト」を推進し、人間関係能力や主体的な態度の育成を図る。

### ＜命を大切にすることを育む取組＞

- ・命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実（重点価値項目の設定と実施）
- ・命を大切にすることを育む体験活動の充実（フラワーバンクと連携した花づくり運動《年2回》）

#### <校内研修の取組>

- ・ 図画工作科を中心に「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業の公開を全学級で行い、実践的指導力の向上を図る。
- ・ 2学期に、人権に関する学習参観を全学級で行う。 **～アクション3～**
- ・ いじめの防止等のための対策に関する取組（「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用）を共有するために、校内研修を実施する。（4月実施）

#### 《いじめの早期発見》

- 5 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

#### <実態を定期的に把握する取組>

- ・ アイチェック（5月）、月1回いじめアンケート調査、学期1回学校生活アンケートを実施する。

#### <実態に応じた取組>

- ・ アイチェック、いじめアンケート等に基づいた教育相談活動（個人面談）を実施する。（7月、12月） **～アクション4～**

※実態に応じては、組織的に緊急の個人面談を実施する。

- ・ 相談・通報等を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。

#### <保護者と連携した取組>

- ・ 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間（6月、10月）」の取組において、各家庭で「保護者用いじめチェックリスト」を活用するよう呼びかける。また、学校メールを活用し取組を啓発する。

#### 《いじめへの対処》

- 6 いじめの発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対処します。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互間の連携を初め、関係機関・専門機関と連携し、対処します。さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家を加えた組織により対処していきます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

#### <校内での組織的な対処>

- ・ 「心づくりプロジェクト部会（いじめ防止委員会）」を月1回開催し、実態に応じては部会が中心となり、対応する。
- ・ いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を図る。

#### <関係機関や専門機関と連携した対処>

- ・被害児童の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応を迅速、かつ適切に行う。
- ・出席停止制度等の適切な運用を図る。
- ・学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会と連携し、いじめの問題の早期解決に努める。

#### 《学校・家庭・地域と連携した取組》

7 地域全体で児童を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

##### <地域力を生かした取組>

- ・人間関係能力を育むことを目的とした「えなみスクールネット（学校、家庭、地域で構成する組織）」において、年間3回（6月、9月、12月）実施し、地域力を生かした取組を推進する。

##### <PTAと連携した取組>

- ・本校独自の家庭教育宣言文を作成し、いじめ等の防止に努める。（毎年、いじめ等に関する内容のきまりを宣言文に記し、総会で採択する。）

##### ～アクション5～

- ・PTA研修会（1月実施）、家庭教育部会が企画する講演（年1回）、おやじの会での意見交流（年1回）を図り、協働体制を構築する。

##### <関係機関と連携した取組>

- ・いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布を行う。
- ・家庭用リーフレットにおけるネット上のいじめに関する内容を周知する。
- ・県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進を図る。

#### 《組織の設置》

8 いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、複数の教職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、この基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- スクールカウンセラーが入る「校内いじめ問題対策委員会」を学期に1回実施する。
  - ・構成メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当者、心づくりプロジェクト部長、スクールカウンセラー
- 「校内いじめ問題対策委員会」において、学期ごとの基本方針の実施状況を評価し、取組の改善を図る。

※ 上記に示した5つのアクションは、本年度の重点取組として位置づけ、評価・改善を図る。

